

北海道科学大学大学院ティーチング・アシスタント規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院に在学する学業優秀な学生に対し、教育的配慮の下に学部の授業補助及び学修支援業務に従事させ、将来、教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、学部教育におけるきめ細かい指導の実現等を図ること、また、これに対する給与の支給により、奨学に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の授業補助及び学修支援業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

(業務範囲)

第3条 TAの業務範囲は、担当教員の指示に従い、学部の学生に対する授業補助及び学修支援業務とし、1コマ（90分）単位での業務を基準とする。

(採用対象者)

第4条 TAの採用対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学大学院修士課程に在学している者
- (2) 本学大学院博士課程及び博士後期課程に在学している者

(TAの研修)

第5条 TAに対しては、業務遂行に必要な研修を行うものとする。

(担当時間数)

第6条 TAの担当時間数は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号の者は、各期、週あたり6時間を超えないものとする。
- (2) 第4条第2号の者は、各期、週あたり9時間を超えないものとする。ただし、第4条第2号の者で薬学研究科臨床薬学専攻博士課程にあっては、月50時間（週15時間以内）を超えないものとする。

(選考基準)

第7条 TAの選考基準は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 将来、大学教員、企業等の研究者又は医療職者として活躍が期待される者
- (2) 学業及び研究面で優秀と認められ、かつ、教育的指導力を有すると判断される者
- (3) TAの業務が、自己の学業・研究の進展を妨げないと判断される者

(選考方法)

第8条 TAは、指導教員の推薦に基づき、当該専攻会議において選考し、研究科委員会の議を経

て学長が決定する。

(委 嘱)

第9条 学長は、理事長に上申し、承認を得てTAの委嘱をするものとする。

2 委嘱期間は、年度限りとし、継続する場合は、新規委嘱とする。

(給 与)

第10条 TAの給与は、学校法人北海道科学大学ティーチング・アシスタント給与規程に基づき支給する。

(採用取消)

第11条 TAが次の各号の一に該当したときは、採用を取り消すことができる。

- (1) TAとしての本分に反する行為を行ったとき
- (2) 学業不振となり、成業の見込みがないと判断したとき

2 前項各号の一に該当したとき、指導教員は各専攻長・研究科長を経て学長に届出るものとする。

(管理・監督)

第12条 TAは、授業及び学修支援を担当する教員の直接の監督の下でその業務に従事するものとする。

2 科目担当教員は、指導教員と連携を密にし、TAの学業・研究に支障が生じないよう配慮するものとする。

(出勤簿)

第13条 TAは、業務に従事したときは、出勤簿に記録し、提出するものとする。

(業務実績報告)

第14条 科目担当教員は、毎月末に当該月のTAの業務実績を学長に報告するものとする。

(庶 務)

第15条 TAに関する庶務は、教務課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、博士後期課程および平成15年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。

第2編大学3-11大学院ティーチング・アシスタント規程

- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成23年10月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年10月1日から施行する。